

議案第 17 号

防犯カメラ設置工事の計画について

瑞穂市内の教育施設に対し防犯カメラを設置する工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 防犯カメラ設置工事
- 2 実施期間 平成 31 年 7 月から平成 31 年 11 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市内
- 5 工事概要 保育所 8 施設
小学校 7 施設
中学校 1 施設
幼稚園 1 施設
瑞穂市民センター
瑞穂市巢南公民館
瑞穂市弓道場
瑞穂市ふれあい広場 2 施設（西・中）
瑞穂市生津スポーツ広場
瑞穂市糸貫川運動公園管理棟
- 6 予 算 額 35,463 千円

平成 31 年 3 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

犯罪の抑止を図るとともに安全で快適な環境を整えるため設置を行うもの。

議案第 18 号

瑞穂市立生津小学校及び瑞穂市立牛牧小学校立入防止柵設置工事の計画
について

瑞穂市立生津小学校及び瑞穂市立牛牧小学校立入防止柵設置工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市立生津小学校及び瑞穂市立牛牧小学校立入防止柵設置
工事
- 2 実施期間 平成 31 年 7 月から平成 31 年 11 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市生津・牛牧地内
- 5 工事概要 瑞穂市立生津小学校
・フェンス設置 L = 225 m
瑞穂市立牛牧小学校
・フェンス設置 L = 300 m
- 6 予 算 額 31,471 千円

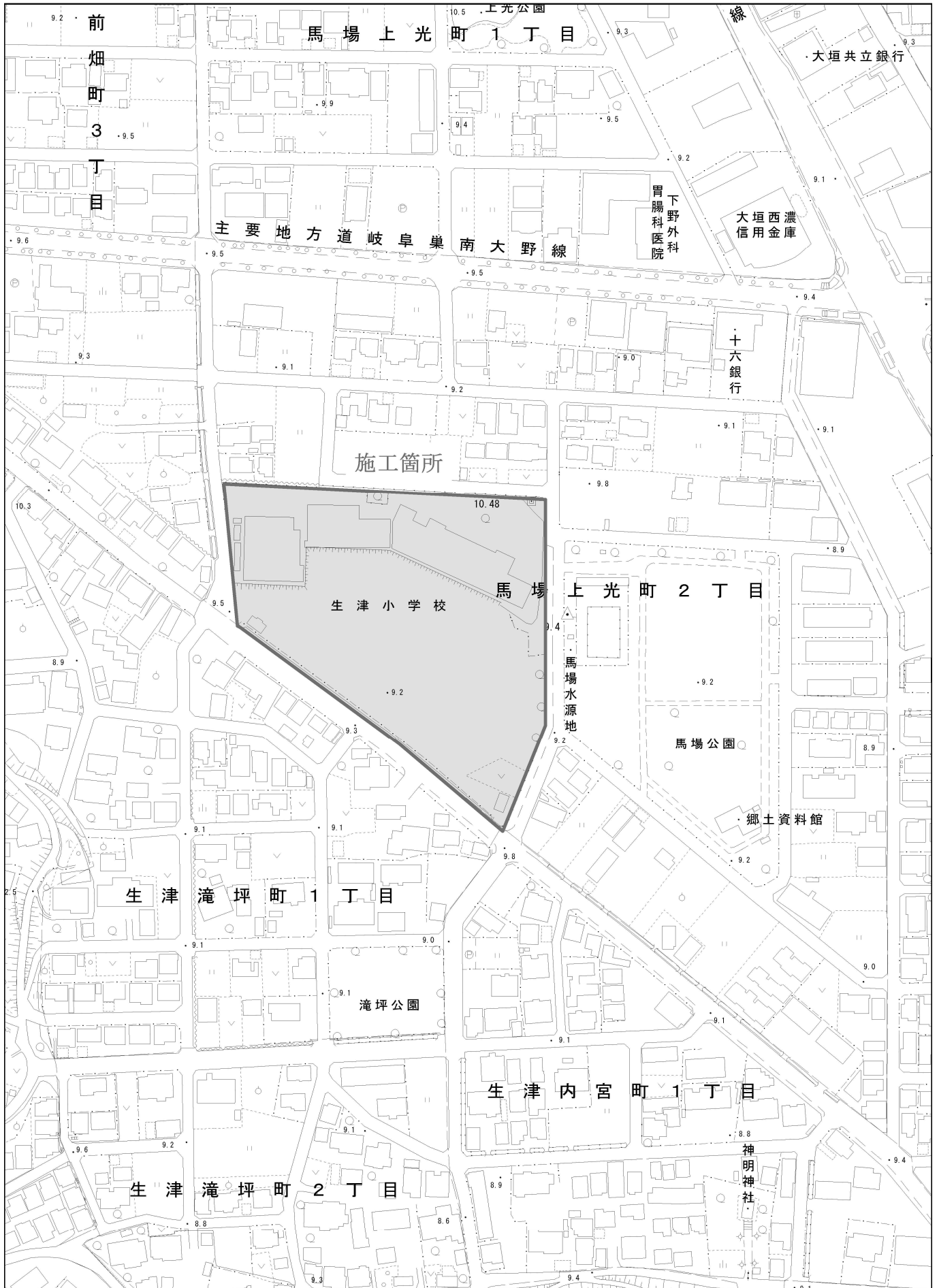
平成 31 年 3 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

安全で快適な環境を整えるため、防犯対策として立入防止柵の設置工事を行うもの。

都市計画任意図



1/2,500

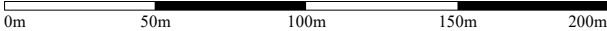
0m 50m 100m 150m 200m

出力:平成31年3月15日

都市計画任意図



1/2,500



出力:平成31年3月15日

議案第 19 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別添のと
おり提出する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・
子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 18
号）の施行に伴い、支給認定証の交付を任意とするため、教育委員会規則の改
正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第6号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成２７年瑞穂市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第４条中第３項を第５項とし、第２項を第４項とし、同条第１項中「様式第３号」を「様式第３号の３」に改め、同項を同条第３項とし、同条に第１項及び第２項として次の２項を加える。

法第２０条第４項の規定による通知は、支給認定通知書（様式第３号）により行うものとする。

２ 府令第４条の２（府令第１３条第１項において準用する場合を含む。）の規定による支給認定証の交付の申請は、支給認定証交付申請書（様式第３号の２）によるものとする。

様式第３号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定通知書

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について、認定を行いましたので通知します。

認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日			
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
保育必要量				
保育必要事由				
支給認定区分 及び有効期間				

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 4 条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者	氏名	印	個人番号	
	生年月日		連絡先	
	住所			

支給認定証交付申請書

次のとおり支給認定証の交付を申請します。

子ども	氏名		保護者との続柄		
	生年月日		個人番号		

様式第3号の3（第4条関係）

年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

次のとおり子ども・子育て支援支給認定証を交付するので通知します。

子ども・子育て支援 支給認定証		
支給認定証番号		
支給認定子ども	氏名	
	生年月日	
支給認定保護者	氏名	
	生年月日	
	居住地	
支給認定区分及び有効期間		
保育必要量		
保育の必要性の認定事由		
交付年月日		
交付機関名及び印		岐阜県瑞穂市教育委員会 印

- 備考 1 この支給認定証は、必要に応じて、利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
- 2 上記の記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出、支給認定証の再交付を受けてください。
- 4 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
- 5 職権による変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

様式第 1 2 号から様式第 1 5 号までを次のように改める。

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者	氏名	Ⓜ	個人番号				
	生年月日		連絡先				
	住所						

支給認定変更申請書

支給認定について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて、支給認定の変更の認定を申請します。

子ども	氏名		保護者との続柄	
	生年月日		個人番号	
変更事項	変更前	認定区分		
		保育必要量		
		支給認定の有効期間		
		利用者負担額に関する事項		
	変更後	認定区分		
		保育必要量		
		支給認定の有効期間		
		利用者負担額に関する事項		
変更の原因となった事由				
変更年月日				

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

Ⓜ

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を添付してください。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第 2 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の支給認定が職権により変更したことを通知します。

記

支給認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
支給認定変更理由	
支給認定区分	
有効期間	

支給認定証の交付を受けている場合は、変更前の支給認定証の提出をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
- ・返還期限 支給認定変更日から 3 0 日以内

既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の支給認定が終了（取消）したことを通知します。

記

支給認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる支給認定区分	
支給認定終了（取消）年月日	
支給認定終了（取消）の理由	

支給認定証の交付を受けている場合は、終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から 3 0 日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保 護 者	氏名	㊞	個人番号				
	生年月日		連絡先				
	住所						

支給認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届出します。

子 ど も	氏名		保護者との続柄	
	生年月日		個人番号	
変 更 事 項	変 更 前	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
		保護者との続柄		
	変 更 後	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
		保護者との続柄		
変更の理由				
変更年月日				

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を添付してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（支給認定の通知等） 第4条 <u>法第20条第4項の規定による通知は、支給認定通知書（様式第3号）により行うものとする。</u> <u>2 府令第4条の2（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定による支給認定証の交付の申請は、支給認定証交付申請書（様式第3号の2）によるものとする。</u> <u>3 法第20条第4項の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（様式第3号の3）とする。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>	（支給認定の通知等） 第4条 _____ _____ 法第20条第4項の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（<u>様式第3号</u>）とする。 <u>2 略</u> <u>3 略</u>

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定通知書

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について、認定を行いましたので通知します。

認定証番号			
子ども	氏名		
	生年月日		
保護者	氏名	生年月日	
	住所		
保育必要量			
保育必要事由			
支給認定区分及び有効期間			

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について、子ども・子育て支援法第20条第3項の規定により認定を行い、次のとおり子ども・子育て支援支給認定証を交付するので通知します。

子ども・子育て支援 支給認定証		
支給認定証番号		
支給認定子ども	氏名	
	生年月日	
支給認定保護者	氏名	
	生年月日	
	居住地	
支給認定区分及び有効期間		
保育必要量		
保育の必要性の認定事由		
交付年月日		
交付機関名及び印		岐阜県瑞穂市教育委員会

- 備考 1 この支給認定証は、必要に応じて、利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
2 上記の記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
3 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。
4 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
5 職権による変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

様式第3号の2（第4条関係）

年 月 日

保護者	氏名		個人番号	
	生年月日		連絡先	
	住所			

支給認定証交付申請書

次のとおり支給認定証の交付を申請します。

子ども	氏名	保護者との続柄				
	生年月日		個人番号	●●●●	●●●●	●●●●

様式第3号の3（第4条関係）

様式第3号の3（第4条関係）

年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

次のとおり子ども・子育て支援支給認定証を交付するので通知します。

子ども・子育て支援 支給認定証		
支給認定証番号		
支給認定子ども	氏名	
	生年月日	
支給認定保護者	氏名	
	生年月日	
	居住地	
支給認定区分及び有効期間		
保育必要量		
保育の必要性の認定事由		
交付年月日		
交付機関名及び印		岐阜県瑞穂市教育委員会 印

備考 1 この支給認定証は、必要に応じて、利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
2 上記の記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
3 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。
4 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
5 職権による変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

様式第12号（第13条関係）

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

[illegible]

支給認定変更申請書

支給認定について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて、支給認定の変更の認定を申請します。

子ども	氏名		保護者との続柄													
	生年月日		個人番号													
変更事項	変更前	認定区分														
		保育必要量														
		支給認定の有効期間														
		利用者負担額に関する事項														
	変更後	認定区分														
		保育必要量														
		支給認定の有効期間														
		利用者負担額に関する事項														
変更の原因となった事由																
変更年月日																

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を添付してください。

様式第12号（第13条関係）

様式第 12 号 (第 13 条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者	氏名	印	個人番号	
	生年月日	連絡先		
	住所			

支給認定変更申請書

支給認定について次のとおり変更したいので、支給認定証及び関係書類を添えて、支給認定の変更の認定を申請します。

子ども	氏名		保護者との続柄							
	生年月日		個人番号		:	:	:	:	:	:
変更事項	変更前	認定区分								
		保育必要量								
		支給認定の有効期間								
		利用者負担額に関する事項								
	変更後	認定区分								
		保育必要量								
		支給認定の有効期間								
		利用者負担額に関する事項								
	変更の原因となった事由									
変更年月日										

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

®

様式第13号（第14条関係）

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第 2 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の支給認定が職権により変更したことを通知します。

記

支給認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
支給認定変更理由	
支給認定区分	
有効期間	

支給認定証の交付を受けている場合は、変更前の支給認定証の提出をお願いします。
・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
・返還期限 支給認定変更日から 3 0 日以内
既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第14条関係）

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第 2 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の支給認定が職権により変更したことを通知します。

記

支給認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
支給認定変更理由	
支給認定区分	
有効期間	

変更前の支給認定証の提出をお願いします。
・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
・返還期限 支給認定変更日から 3 0 日以内
既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第15条関係）

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の支給認定が
終了（取消）したことを通知します。

記

支給認定終了（取消）となる子ども の氏名及び生年月日	
終了（取消）となる支給認定区分	
支給認定終了（取消）年月日	
支給認定終了（取消）の理由	

支給認定証の交付を受けている場合は、終了（取消）となった支給認定証の返還を
願います。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から 3 0 日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第15条関係）

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の支給認定が
終了（取消）したことを通知します。

記

支給認定終了（取消）となる子ども の氏名及び生年月日	
終了（取消）となる支給認定区分	
支給認定終了（取消）年月日	
支給認定終了（取消）の理由	

終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から 3 0 日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第16条関係）

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者	氏名	Ⓜ	個人番号	：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：
	生年月日		連絡先	
	住所			

支給認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届出します。

子ども	氏名		保護者との続柄	
	生年月日		個人番号	：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：～
変更事項	変更前	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
	変更後	保護者との続柄		
		保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
		保護者との続柄		
変更の理由				
変更年月日				

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を添付してください。

様式第15号（第16条関係）

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者	氏名	Ⓜ	個人番号	：：：：～
	生年月日		連絡先	
	住所			

支給認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、支給認定証及び関係書類を添えて届出します。

子ども	氏名		保護者との続柄	
	生年月日		個人番号	：：：：～
変更事項	変更前	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
	変更後	保護者との続柄		
		保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
		保護者との続柄		
変更の理由				
変更年月日				

議案第 20 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

南小校区放課後児童クラブの定員を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第 7 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則（平成 31 年瑞穂市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表南小校区放課後児童クラブの項の改正規定中「78」を「88」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年瑞穂市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	改正前																																
（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>定員（人）</th></tr> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td><td>71</td></tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td><td>75</td></tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td><td>108</td></tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td><td>130</td></tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td><td>60</td></tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td><td>88</td></tr> </table>	名称	定員（人）	生津小校区放課後児童クラブ	71	本田小校区放課後児童クラブ	75	穂積小校区放課後児童クラブ	108	牛牧小校区放課後児童クラブ	130	西小校区放課後児童クラブ	50	中小校区放課後児童クラブ	60	南小校区放課後児童クラブ	88	（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>定員（人）</th></tr> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td><td>71</td></tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td><td>75</td></tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td><td>108</td></tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td><td>130</td></tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td><td>60</td></tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td><td>78</td></tr> </table>	名称	定員（人）	生津小校区放課後児童クラブ	71	本田小校区放課後児童クラブ	75	穂積小校区放課後児童クラブ	108	牛牧小校区放課後児童クラブ	130	西小校区放課後児童クラブ	50	中小校区放課後児童クラブ	60	南小校区放課後児童クラブ	78
名称	定員（人）																																
生津小校区放課後児童クラブ	71																																
本田小校区放課後児童クラブ	75																																
穂積小校区放課後児童クラブ	108																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	130																																
西小校区放課後児童クラブ	50																																
中小校区放課後児童クラブ	60																																
南小校区放課後児童クラブ	88																																
名称	定員（人）																																
生津小校区放課後児童クラブ	71																																
本田小校区放課後児童クラブ	75																																
穂積小校区放課後児童クラブ	108																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	130																																
西小校区放課後児童クラブ	50																																
中小校区放課後児童クラブ	60																																
南小校区放課後児童クラブ	78																																

議案第 2 1 号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育委員条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 5 9 号）第 2 条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

2019・2020年度瑞穂市社会教育委員

瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定による

	氏 名	性別	住 所	任期	年数	備考
1	小森 保直	男		2019.4.1～2021.3.31	新	学識経験者
2	校長会代表			2019.4.1～2021.3.31		園長・校長会代表
3	上野 邦子	女		2019.4.1～2021.3.31	4	学識経験者
4	長屋 正治	男		2019.4.1～2021.3.31	4	家庭教育・青少年教育(市青少年育成推進員)
5	松野 守男	男		2019.4.1～2021.3.31	2	体育関係（体育協会 会長）
6	宇野 睦子	女		2019.4.1～2021.3.31	2	学識経験者（読書サークル協議会 会長）
7	福野 正	男		2019.4.1～2021.3.31	新	学識経験者（文化協会 会計）
8	藤田 佳正	男		2019.4.1～2021.3.31	1	家庭教育・青少年教育（市PTA連合会 会長）

※年数は30年度末までに年数

議案第 2 2 号

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

青少年育成推進員の任期を変更するため改正を行うもの。

瑞穂市告示第 号

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱の一部を改正する告示

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第4号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「2年」を「1年」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（任期） 第5条 推進員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。	（任期） 第5条 推進員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 23 号

瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 4 号）第 3 条の規定により、瑞穂市青少年育成推進員を委嘱するもの。

平成31年度瑞穂市青少年育成推進員

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱の規定による

	氏 名	性別	住 所	担 当	任 期	年 数
1	武藤 輝夫	男		牛 牧	2019.4.1～2020.3.31	26
2	長屋 正治	男		生 津	2019.4.1～2020.3.31	19
3	藤橋 克郎	男		穂 積	2019.4.1～2020.3.31	16
4	田村 和彦	男		本 田	2019.4.1～2020.3.31	16
5	村井 正人	男		南	2019.4.1～2020.3.31	10
6	上嶋 昭子	女		本田	2019.4.1～2020.3.31	4
7	錦見 敦子	女		穂 積	2019.4.1～2020.3.31	3
8	森 厚子	女		牛 牧	2019.4.1～2020.3.31	新
9	馬淵 淳子	女		中	2019.4.1～2020.3.31	新
10	矢野 幸子	女		西	2019.4.1～2020.3.31	新

年数は、平成30年度末までの年数

武藤 輝夫氏は平成11年4月1日から県より「岐阜県青少年育成推進指導員」として委嘱

議案第 2 4 号

瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市文化財保護条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 6 6 号）第 2 9 条第 3 項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市文化財保護審議会委員名簿

	氏 名	住 所	年数	任期
1	野田 清影		12	2019.4.1～2021.3.31
2	新井 利夫		12	2019.4.1～2021.3.31
3	竹山 照雄		9	2019.4.1～2021.3.31
4	東海 良興		8	2019.4.1～2021.3.31
5	馬淵 貞三		4	2019.4.1～2021.3.31
6	所 史隆		2	2019.4.1～2021.3.31
7	後藤 信義		1	2019.4.1～2021.3.31
8	側島 哲		新	2019.4.1～2021.3.31
9	名和 武子		新	2019.4.1～2021.3.31
10	松尾 洋一		新	2019.4.1～2021.3.31

*年数は、平成30年度末までの年数